

産業廃棄物収集運搬業許可証

群馬県邑楽郡板倉町大字岩田2259番地4

株式会社 セオス

代表取締役 遠藤 恭三

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 4年12月15日

許可の有効年月日 令和11年11月21日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鉋さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成29年11月22日
- ・変更届出年月日 平成30年 4月 9日
(代表者の変更 旧 金井 寧)
- ・変更届出年月日 令和 2年 5月27日
(住所の変更 旧 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2966番地35)
- ・更新許可年月日 令和 4年12月15日
- ・優良基準適合認定 令和 4年12月15日
(許可の有効年月日が令和 9年11月21日から令和11年11月21日に延長)
- ・変更許可年月日 令和 4年12月15日
(「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。」から「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。」に変更)

情報公開用

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 4年12月15日 更新許可)

無

(令和 4年12月15日 変更許可)